

役員選任規程

「広がれボランティアの輪」連絡会議

(趣旨)

第1条 この規程は、本会規約第7条第3項に規定する役員の選任についての規程とする。

(役員を選任)

第2条 規約第7条に規定する役員を選任は、次の各号により行うものとする。

- (1) 会長および副会長、幹事、監事は、当該任期前の幹事会が候補者を提案し、総会の決議により選任する。
- (2) 常任幹事は、幹事のなかから、会長がこれを指名する。

(平成21年6月25日施行)